

神監 2 第 21 号 - 2
令和 6 年 8 月 26 日

団体 A 代表者 様

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	大	澤	和	士
同	福	本	富	夫
同	菅	野	吉	記

財産区における財務事務等に関する住民監査請求
の監査結果について（通知）

令和 6 年 6 月 20 日に提出されました標記の住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 5 項の規定により、監査した結果を次のとおり通知します。

第1 請求の内容

請求人（団体A代表者）から令和6年6月20日付をもって受け付けた措置請求書及び同月27日付をもって受け付けた措置請求書の補足文書、並びに、同年7月10日付、同月22日付、及び同年8月7日付をもって受け付けた補正書によると、請求の内容は次のとおりと解される。

1 請求の要旨

高羽財産区管理会の財産区管理委員（以下「管理委員」という。）及び会計監事である、管理会長B及び会計監事C、並びに副会長D、会計Eら（以下「Bら」という。）が、同財産区の財産を私物化し、不正を働いている。よって、これらの行為の防止及び是正を求めるとともに、これらの行為によって同財産区及び神戸市の被った損害をBらに補填させる等のために必要な措置（不当利得返還請求及び損害賠償請求）を講ずべきことを請求する。

(1) 請求の対象職員

高羽財産区管理会の管理委員等は、現在、管理委員7名と会計監事2名になるが、請求の要旨から、監査の対象職員は、以下のとおりとなる。

- ・高羽財産区管理会 管理会長B、会計監事C、副会長D、会計E

(2) 対象の財務会計上の行為等

ア Bらに対する報酬等の支出について

高羽財産区管理会やその上位会である団体Iの承認もないのに、恣にBらに報酬、賞与及び会議報酬、役務費（以下「報酬等」という。）を反復継続して支出しており、Bらの他の管理委員等を加えた総額で、令和2年度に2,884,300円、令和3年度に2,983,720円、令和4年度に3,001,525円を得ている。令和5年4月以降も支出されており、今後も継続して支出されるおそれがある。

請求人の主張の主な理由

高羽財産区管理会やその上位会である団体Iの機関決定も承認もなく、支出根拠もない。令和4年5月18日付神監1第59号「財産区における財務事務等に関する住民監査請求の監査結果について（通知）」（以下「前回監査結果」という。）では、「高羽財産区管理会における管理委員等の報酬等の種類や額については、B管理会長より『会長出張活動報酬規定』など、断片的に報酬等の規定が示されるのみ」で、当該報酬等の規定等について、「いつ、誰が提案し、どのように管理会で決定されたのか、管理委員会の決議書や議事録で確認するには至らなかった。」とされており、当該「会長出張活動報酬規定」自体も写真での確認しかしておらず、当該文書の存在自体が疑われる。仮に存在するとしても、当該文書の日付である2019年（平成31年）4月1日は、現

管理会長は正式に管理会長になっておらず、前管理会長 J も前日の 3 月 31 日に定年退職しているため、4 月 1 日に機関決定がなされたものではないことは明らかで、後付けで作成したものである。前回監査結果は、当該文書の存在を前提にしているが、当該文書が後で作られたものであれば、違法な給与の支給である。

さらに恣意的に B に業務を集めて、その事務量に見合わない報酬等を支払っている事実を見落としている。近隣財産区では管理会長は無償で活動しているところ、B に対する報酬等は費目を分散したうえで、実際には B に集まるようになっており、不当に高いものである。

イ B 及び E に対する会議対応報酬の支出について

令和 4 年 4 月 18 日に、高羽会館における神戸市行財政局資産活用課（以下「資産活用課」という。）との会議に対応した管理会長 B 及び会計 E に対し、対応した報酬として各 4,000 円を支出している。

請求人の主張の主な理由

会議対応報酬の支出の根拠がない。B に対する支出は 2019 年（平成 31 年）4 月 1 日の「会長出張活動報酬規定」に基づくものであるとしても、会計 E に対する支出を容認する規定はどこにも見あたらない。

令和 4 年 4 月 18 日月曜日は、B の通常出勤日であるところ、高羽会館という場所を同じくして資産活用課職員に対応した報酬を得たことは、もとより会長手当や給与を得ているにも関わらず、その業務を時間と場所を同じくしているもので重複した支給である。

ウ 高羽墓地の墓地管理業務を行った者に対する金銭の支出について

平成 31 年以降、高羽墓地の草引き、花の水かえ、清掃等の業務、並びに、合祀墓立ち合いやお墓供養などを行った委員に対し、機関決定を経ずに、時給や月額で金銭を支出している。

請求人の主張の主な理由

高羽墓地の草引き、花の水かえ、清掃等の業務は、令和 2 年 2 月頃まで住民 F が無償で行っていた。F が令和 2 年 9 月に死去したため、令和 3 年 4 月 1 日に管理会が F の後継者として同業務を行う者を「墓地管理アドバイザー」と名付けて公募したが、その公募の案内文では待遇として無償ボランティアと記載されている。

前回監査結果では、「平成 31 年 4 月 1 日現在 墓地並びに管理地等共同草引き 時給 1,000 円 墓地（六地藏・合祀墓の花の水かえ、清掃）月額 10,000 円」という規定が B から提示されたとしている。しかし、令和 3 年 4 月 1 日に無償ボランティアを募集することとなる業務内容と同じ業務が、平成 31 年 4 月 1 日時点で既に有償規定となっていて現在まで有効であることはあり得ない。

平成 31 年 3 月 23 日開催の管理委員会議事録別紙に記載されている「墓地管理アド

バイザー」は当該日時点では存在せず、墓地委員会議事録が過去入手の記名押印があるものから改竄され、墓地委員名簿にあっては同一の日付で複数のものが存在するなど、書類が偽造又は改竄されている。

近年、墓地管理業務として支出されているのではなく、別の会議費として支払われる等、その支出が巧妙に操作されている。

エ 高羽財産区管理会から団体 I に対する助成金の支出について

高羽財産区管理会から団体 I に対して、助成金として令和 2 年度 146 万円、令和 3 年度 146 万円、令和 4 年度以降は 200 万円で増加傾向が顕著であるが、使途が明らかにされていない。令和 6 年度も 200 万円が予算計上されており、今後も増加する恐れがある。

請求人の主張の主な理由

高羽財産区管理会から団体 I への助成金は、令和 3 年度から 4 年度にかけて 540,000 円増加している。

一方、団体 I の総会議案書の決算報告によれば、「K 中トライヤル・育鷹館」の支出は、令和 4 年度から 5 年度にかけて 555,207 円増加している。助成金の増加分が「K 中トライヤル・育鷹館」の増加分に相当する。B は「育鷹館」について 50 万円の神戸市の補助金が認められた旨発言しているが、活動実績は装われたもので実態とは異なる。

助成金の支出根拠がないのに支出すること、支出する理由が B の私欲のためであること、支出手続が正当にとられていないこと、使途の確認を行っていないこと、使途を明らかにするよう求めたが明らかにされないことなどが違法又は不当である。

オ 高羽墓地の石塔の撤去及び放置について

高羽墓地の一区画（C-28 区画）の「五輪塔など 9 柱」（以下「石塔」という。）は、高羽の歴史文化の継承及び高羽財産区の財産として同財産区の住民から認知されていた。しかし、B らは、令和 4 年 4 月、石塔を使用名義人 G 個人所有のように装い、墓地の事情を知らない G の長女 H に言葉巧みに交渉を進める手口で撤去費用を負担させて石塔を撤去させ、以って同財産区の財産を失ったものである。

請求人の主張の主な理由

石塔は、江戸時代前期に造られ、戦禍で焼失した旧高羽村の菩提寺である光臺寺境内に存在していたものを、昭和 20 年代に高羽墓地に移設したものである。菩提寺の墓として「寺の墓」と呼称されるなど、地元地域の歴史的遺産であり、高羽財産区の財産として同財産区の住民から認知されていた。石塔の相続者はいない。石塔のある区画の使用名義人 G は、石塔に記された姓の家系（以下「G 家」という。）を代表して石塔の世話をしていたにすぎない。G が使用する他の区画は墓地管理費等が徴収されていたが、石塔のある区画は誰も墓地管理費を負担していなかった。

平成 20 年頃に、石塔のある区画の墓地使用届が G 及びその家族らの名で作成されているが、これは B の前任者の J が G 家をだまして既成事実を作り上げたものである。令和 3 年頃に、B が長女 H から、G が使用する他の区画の墓じまいの相談を受けた。

令和 3 年 11 月 16 日に、B は、神戸市文化スポーツ局文化財課に対し、高羽財産区が G 家から石塔の所有権を引継いで残したいと虚偽の申立てをした。

B は、墓地の事情を知らない長女 H を相手に交渉し、令和 4 年 4 月に石塔を G 家に撤去させた。

現在、石塔は撤去工事を請け負った財産区外の者が、財産区外で原状復旧可能な状態で保管中である。

令和 6 年 5 月 20 日に、G が B に対して、石塔のあった区画等の墓地管理費の支払状況について情報公開請求をしたところ、B は、開示文書に同封した書面で、石塔を復興する場合は、永代使用权の購入が必要等としている。

2 請求する措置

(1) 予防措置及び是正措置

B らによる管理委員等への報酬等の支出や墓地管理業務の金銭の支出、及び、団体 I への助成金の支出の防止及び是正を求める措置を講じること。

(2) 怠る事実解消措置

高羽墓地から撤去された石塔については、B らに原状復元させることを求める措置を講じること。

(3) 損害賠償措置

これらの行為によって高羽財産区及び神戸市の被った損害を、B ら及び他の管理委員等に補填させるために必要な措置（不当利得返還請求及び損害賠償請求など）を講じること。

第2 監査の実施

請求人から提出された監査請求について、管理委員等への報酬等の支出や墓地管理業務の役務費の支出に関しては、令和4年3月25日付で請求された監査請求（以下「前回監査請求」という。）についても適宜、言及する。

1 監査の対象

請求人は、神戸市職員措置請求書及び請求書の補足文書、並びに補正書、請求書に添付されている事実証明書において、対象となる行為と違法事由を特定している。

したがって、次項2に述べる行為を除き、監査の対象を次のとおりとする。

(1) Bらに対する報酬等の支出について

高羽財産区管理会のBらに対する報酬等の支出は、違法又は不当で、高羽財産区に損害が生じているか。

(2) 高羽墓地の墓地管理業務を行った者に対する金銭の支出について

高羽墓地の墓地管理業務を行った者に対する金銭の支出は、違法又は不当で、高羽財産区に損害が生じているか。

(3) 高羽財産区管理会から団体Iに対する助成金の支出について

高羽財産区管理会から団体Iに対する助成金は、用途の確認がされておらず、違法又は不当で、高羽財産区に損害が生じているか。

(4) 高羽墓地の石塔の撤去及び放置について

高羽墓地の石塔の撤去及び放置については、撤去後、現状復旧がなされていないことが、違法又は不当に財産の管理を怠る事実であり、高羽財産区に損害が生じているか。

2 請求期限の徒過により監査の対象外とした行為

財務会計上の行為を対象とする監査請求には、1年の請求期限がある。

請求期限については、地方自治法（以下「自治法」という。）第242条第2項は「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。」としている。また、「財務会計上の怠る事実」を対象とする監査請求には請求期限がない。

ただし、請求期限を徒過した請求であっても「正当な理由」がある場合には、適法な監査請求になる。請求期限の徒過に「正当な理由」がある場合とは、最高裁判所判例（平成14年9月12日判決、平成14年9月17日判決）によれば、当該地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができなかった場合には、特段の事情のない限り、「知ることができた」と解される時から相当な期間内に監査請求をした場合に「正当な理由」があるものと解されている。

「知ることができた」と解される時は、新聞報道があった場合、議事録等が閲覧に供された場合、情報公開制度により公文書が開示された場合などであり、情報公開制度により開示された場合だけでなく、公文書が情報公開制度により閲覧可能な状態になった場合にも、開示の有無を問わず「知ることができた」と解される時に該当する。

さらに、最高裁判所判例（昭和63年4月22日判決、平成14年9月12日判決）及び大津地方裁判所判例（平成15年12月15日判決）によれば、「知ることができた」と解される時から「相当な期間」は、2か月程度であると解されている。

この点に関し、請求書の「補正書」には、監査請求期限後に監査請求をした「正当な理由」が対象行為ごとに記載されているので、以下のとおり、「正当な理由」があり監査の対象とするか否かを判断した。

(1) 請求の要旨(2)アに記載の対象行為「Bらに対する報酬等の支出」について

請求人は、支出等をしたことがことさら事実を偽るよう規定が偽造されていたために、たとえ通常より高い注意力をもって調査を尽くしたとしても、情報公開請求の結果が令和5年11月14日に開示されるまで、知ることができなかったと主張する。

しかし、「会長出張活動報酬規定」が「2019.4.1現在」の日付で存在することは、前回監査結果で示されており、同規定の違法性又は不当性の疑義は、前回監査結果の通知（令和4年5月18日）の直後に市に対して情報公開請求すれば認識できたはずであり、1年経過の正当な理由はない。

したがって、Bらに対する報酬等の支出のうち、令和5年6月20日以降の支出（今後の予定も含む）を除くものは、監査の対象外とした。

なお、Bらに対する報酬等の支出を防止するために必要な措置を求める場合には、これに加えて、当該行為が行われることが相当の確実さをもって予測されるか否かの点を判断することが可能で、判断を可能とする程度に特定されていることも必要になる（最

高裁平成5年9月7日第三小法廷判決、最高裁平成18年4月25日第三小法廷判決参照)。

本件において、報酬等は、令和6年度予算で計上されており、内規等に従い継続的に支出される見込みであることが、相当な確実さをもって予測されるため、監査の対象とした。

(2) 請求の要旨(2)イに記載の対象行為「B及びEに対する会議対応報酬の支出」について

請求人は、支出命令書の存在については、ことさら隠ぺいされていたために、たとえ通常より高い注意力をもって調査を尽くしたとしても、情報公開請求の結果が令和5年11月14日に開示されるまで、知ることができなかったと主張する。

しかし、令和4年度決算報告書は、令和5年5月末頃に高羽財産区管理会から資産活用課に提出されており、当該報酬の違法性又は不当性の疑義は、令和5年6月頃に市に対して情報公開請求すれば認識できたはずであり、1年経過の正当な理由はない。

また、「会長出張活動報酬規定」が「2019.4.1現在」の日付で存在することは、前回監査結果で示されており、同規定の違法性又は不当性の疑義は、前回監査結果の通知(令和4年5月18日)の直後に市に対して情報公開請求すれば認識できたはずであるところ、住民監査請求が提出されたのは令和6年6月20日であり2年超経過している。

したがって、1年経過の正当な理由はないため、監査の対象外とした。

(3) 請求の要旨(2)ウに記載の対象行為「高羽基地の基地管理業務を行った者に対する金銭の支出」について

請求人は、支出等をしたことがことさら隠ぺいされていたために、たとえ通常より高い注意力をもって調査を尽くしたとしても、情報公開請求で令和5年11月14日に開示されるまで、知ることができなかったと主張する。

仮にそうであったとしても、知ることができた日である令和5年11月14日から「相当な期間」である2か月程度以上経過して請求されているため、令和5年6月20日以降の支出分を除く支出は、監査の対象外とした。

(4) 請求の要旨(2)エに記載の対象行為「高羽財産区管理会から団体Iに対する助成金の支出」について

請求人は、助成金の使途については、ことさら隠ぺいされていたために、たとえ通常より高い注意力をもって調査を尽くしたとしても、情報公開請求の結果が令和5年11月14日に開示されるまで、知ることができなかったと主張する。

しかし、団体Iへの助成金は、令和4年度以前にも継続的に支出されていたところ、令和5年度にも団体Iへの助成金が支出されること及びその額は、令和5年度予算承認申請書で知ることができ、令和5年度予算承認申請書は、令和5年5月末頃までに高羽財産区管理会から資産活用課に提出されており、同助成金の違法性及び不当性の疑義は、令和5年6月頃に市に対して情報公開請求すれば認識できたはずである。また、令和5年度の団体Iへの助成金は、令和5年5月15日に支出されており、そのことは、同日以降に高羽財産区管理会に情報公開請求をしていれば認識できたはずである。他方で、住民監査請求が提出されたのは、

令和6年6月20日であり、請求人が団体Iへの助成金の支出を認識できたときからは1年超経過している。

したがって、同助成金の支出のうち令和5月6月20日以降の支出分（今後の予定も含む）を除く支出は監査の対象外とした。

一方、令和6年度の高羽財産区管理会から団体Iへの助成金は、監査請求時点では支出されていない。団体Iへの助成金の支出を防止するために必要な措置を求める場合には、これに加えて、当該行為が行われることが相当の確実さをもって予測されるか否かの点を判断することが可能で、判断を可能とする程度に特定されていることも必要になる。（最高裁平成5年9月7日第三小法廷判決、最高裁平成18年4月25日第三小法廷判決参照）

そこで、令和6年度の助成金が「相当の確実さをもって予測される場合」に該当するかについて検討すると、本件では、監査請求時点において、上記の通り「令和6年度実施計画書（予算）の承認申請書」及び「団体助成金交付申請書」が高羽財産区管理会から資産活用課に既に提出されており、資産活用課による予算の承認を経て支出されることが具体的に予測されるため、監査の対象とした。

(5) その他の対象外とした事項

住民監査請求は、住民に対し、当該地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものであって、地方公共団体の事務全般を監督するための制度ではない。

その他の事案については、対象とする行為が住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等でないため、監査の対象外とした。

3 監査の実施

高羽財産区管理者（神戸市長）の補助職員として資産活用課の関係職員、及び、高羽財産区管理会B管理会長から事情聴取を実施したほか、関係書類等について監査を実施した。

また、関係書類等の監査にあたり、令和6年7月25日に現地にて高羽墓地の石塔の確認を行うとともに、高羽会館において、B管理会長より事情聴取を行った。

請求人に対しては、自治法第242条第7項の規定に基づき、陳述と証拠の提出の機会を設けたところ、請求人から弁護士1名及び税理士1名を代理人と定め、本請求に係る陳述について委任する旨の委任状が提出され、令和6年7月10日付、同月22日付及び同年8月7日付で補正書を受け付け、7月30日には請求人及び代理人の陳述を聴取した。

また、法律的な視点からの監査については、弁護士への相談により行った。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 関係法令及び財産区例規等

- ・ 地方自治法（第4章財産区 第294条～第297条）
- ・ 神戸市財産区の財産の管理及び処分に関する条例（以下「市財産区条例」という。）
- ・ 神戸市財産区区有財産管理規則（以下「市財産区規則」という。）
- ・ 高羽財産区管理会規約（以下「管理会規約」という。）
- ・ 高羽財産区管理会規約細則（以下「管理会規約細則」という。）
- ・ 会長出張活動報酬規定 等

(2) 財産区の概要

ア 財産区の沿革と法的位置づけ

財産区は、明治22年の市制町村制が施行されて以来、市町村の一部で財産を有し又は公の施設を設けているものをいう（自治法第294条）。これは、入会林野をはじめとした旧村住民が独自に管理・利用してきた財産に関し、町村合併を短期間に進めるための促進策として、新市町村の一部（旧村）に独立の法人格を与え、旧村の財産を引き続き所有・管理することを認めたものであり、自治法上の特別地方公共団体である（自治法第1条の3）。

イ 財産区の機関及び権能

財産区は特別地方公共団体であり法人格を有するが、普通地方公共団体のように広範な事務を処理する権能を有するものでなく、財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止についてのみ行為能力を有する特殊な法人である。

独自の執行機関を持たず、執行権、代表権は財産区の属する市町村の長にある。

また、議決機関は、財産区の属する市町村の議会、もしくは条例により設けられた財産区議会又は総会である。

さらに、財産区管理会は、財産区の運営に、その財産区住民の意思を反映させるため、条例で設けることができる審議機関（自治法第296条の2）であり、神戸市内では、市財産区条例第4条及び市財産区規則第2条により、156の財産区のうち、128の財産区に設置されている。

ウ 財産区管理会の組織

財産区管理会は、財産区管理委員7人以内をもって組織され（自治法第296条の2）、神戸市では、当該財産区の区域内に住所を有する者で、神戸市議会の議員の被選挙権を有するもののうちから、市長が選任する（市財産区条例第5条）。財産区管理委員の身分は、特別職の非常勤の地方公務員である（地方公務員法第3条第3項第2号）。また、市財産区規則第6条により、財産区管理会を置く財産区に2人以上の会計監事を置くものとされており、その身分は、財産区管理委員と同様に、特別職の非常勤の地方公務員と解される。

エ 財産区管理会の権能

(ア) 市長が行う財産区財産に関する管理又は処分のうちの重要なものについての同意（自治法第 296 条の 3 第 1 項）

管理会の同意を要する事項は、市財産区条例第 10 条で規定。

- ①財産の全部の処分のほか、市議会の議決を得なければならない財産の処分（第 1 号）
- ②財産の価値を減少する処分（第 2 号）：土地の一部処分など
- ③財産の形態を変更する処分（第 3 号）：区画整理区域に編入など
- ④財産の住民に対する使用関係の設定、制限若しくは廃止又は変更（第 4 号）
- ⑤植林、伐採、地役権又は水利権の設定、賃貸借契約の締結その他重要と認められる管理行為（第 5 号）
- ⑥その他市長が必要と認めた事項（第 6 号）

(イ) 財産区財産の管理に関する事務で、市町村長から委任を受けたものの執行（自治法第 296 条の 3 第 2 項）

市長からの委任事項については、市財産区規則第 4 条で規定。

- ①区有財産の保存を目的とする行為（第 1 号）：区有財産の測量、地籍更正など
- ②区有財産の性質を変えない範囲内においてその改良を目的とする行為（第 2 号）：区有財産の改修など
- ③境界の明認、確定その他これらに準ずる行為（第 3 号）：区有財産の境界確定など
- ④実施計画書に定める範囲内での財産区に属する現金及び有価証券の収入、支出その他この計画の執行に関すること（第 4 号）：管理者に認められた実施計画書内での区有財産の管理に伴う入出金
- ⑤区有財産から生ずる天然果実の収取（第 5 号）
- ⑥その他財産区管理者において委任することが適当と認められるもの（第 6 号）

(ウ) 当該財産区の事務の処理の監査（自治法第 296 条の 3 第 3 項）

会計監事の職務権限について、市財産区規則第 7 条で規定。

- ①実施計画書に定める範囲内での区有金の執行状況の監査（第 1 項）：実施状況報告書の監査
- ②監査のため管理会に帳簿、書類その他の記録の提出を求める権利（第 2 項）
- ③監査結果に基づく財産区管理者への意見書提出権（第 3 項）：管理者への実施状況報告書の提出時に監査意見書を提出

(3) 高羽財産区の概要

ア 沿革

明治8年、高羽村と隣接する平野村が合併。明治22年4月1日に六甲村に合併。
昭和4年4月1日に、西灘村などと神戸市に編入。昭和42年4月に高羽財産区管理会が設立。

イ 区域

明治8年当時の高羽村で、現在の住居表示上では、おおよそ次の住居表示に該当するものと思われる。

灘区六甲山町、鶴甲1～5丁目、土山町、六甲台町、桜ヶ丘町、一王山町、寺口町、高羽町1～5丁目、楠丘町1～6丁目、高德町3～6丁目、弓木町4～5丁目

ウ 組織

財産区管理者は、神戸市長。

高羽財産区管理会の構成は、管理会長、副会長、会計が各1名、参与が2名、その他の管理委員が2名で、計7名の管理委員のほか、会計監事が2名である。

エ 主要な財産

土地（区有地）		土地（共有地）	
境内地	934.00 m ²	雑種地	252.87 m ²
山林	11,510.00 m ²	山林	25,620.91 m ²
宅地	543.39 m ²	宅地	299.67 m ²
墓地	1,328.00 m ²	保安林	23,265.33 m ²

建物

高羽会館（昭和45年3月築）延床面積377 m²

オ 高羽財産区管理会の決算状況（過去5か年度分、単位：円）

収入：貸地料、墓地使用料、会館使用料／支出：財産管理費、会館運営費、補助金

年 度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
収入合計	24,326,220	26,303,570	22,766,715	20,636,588	22,808,871
支出合計	9,225,282	14,130,400	8,487,113	9,310,178	14,006,536

(4) 高羽財産区管理会の管理委員等に支出される報酬等の根拠

以下に掲げる管理委員等の報酬等の根拠については、前回監査請求において、B管理会長より提出されて以降、報酬等の改訂はなく、同内容となっている。

ア 高羽財産区管理会規約細則（抜粋）

管理委員等に対する金品の支出に関して、次の規定が設けられている。

第2条 管理委員にして、就任にたいして次の慰労金を贈る。

1 期間 40,000 円以上

（但し、1 期間未满是、本条考慮し会長之を定む。）

管理委員にして円満退任の場合その就任中の功績に報いるため記念品を贈る。但し、二期以上就任の場合の記念品料は管理委員の審議を経て会長之を定める。

第5条 「管理会役員・従業員などの出張旅費手当」

本会の役員ならびに従業員などが本会の要務のため出張する場合、次の旅費手当を支給する。但し、会長が之を必要と認めた場合は次記のかぎりでない。

要務 1 件につき、

電車・バス等交通費 ・ 区外（市内）は、¥1,000-

・ 区内 ¥700-

・ ¥1,000-を超える場合は実費弁償とする。

宿泊費 実費

費用弁償 灘区内 ¥4,000-

費用弁償 灘区外 ¥8,000-（但し、六甲山を含む）

なお、管理会役員・従業員などが自動車を利用せんとする時は、予め会計の承認を得ることを要す。「緊急の場合は除く」

第6条 「管理委員の視察出張に関する経費」

会長は管理委員の高羽区有財産の維持・管理・運営・処分に関し広く其の知識を涵養し地区住民の福祉を増進するためにと認めた時は管理委員会に諮り合議の上、之を支出することができる。

第7条 「管理委員の賞罰」

1. 管理委員にして本会のため特に功労ありとみとめたる者に対しては之を表彰し、記念品の贈呈をすることができる。但し、表彰の方法・記念品の選択・金額等に関しては管理委員会の審議を経て議決により会長之を定める。記念品の金額は、（¥200,000 円以内）とする。

2. 管理委員にして任期満了退任する者に対しては、本細則第2条並びに第7条1項に準じ慰労金を贈呈することができる。

イ 会長出張活動報酬規定

Bから高羽会館内で提示されていたものには、次のように規定されている。

会長出張活動報酬規定			
2019.4.1 現在			
1. 活動報酬（給与）（手当）	税務申告分		
報酬	賞与	会議手当	期末手当
毎月	夏・冬	各回	年1回
4万円	夏 50000円 冬 50000円	4000円	2万円（平常年）
4万円	夏 50000円 冬 50000円	4000円	4万円（期末年）
（各種団体及び地域団体への出張活動報酬分）			
2. 交通費（費用弁償）	3111 需用費（月每一括請求）		
（灘区 700円・区外および六甲山 1000円は別途支給）			
遠方出張の場合は、実費弁償（交通費・宿泊費）			

なお、本規定は管理会長に係る報酬等の規定である。他の管理委員等に関しては、副会長には賞与が夏・冬それぞれ 20,000円、副会長、会計及び会計監事には、期末手当 20,000円（任期の期末年 40,000円）と会議手当各回 4,000円が、一部については、次のとおりの規定がある。

ウ その他の報酬等の根拠

その他、管理委員等の手当や連絡費、高羽墓地の墓地管理業務を行った者に対する報酬等の根拠を含め、次のように規定されている。

①

平成 31 年 4 月 1 日現在	
高羽財産区管理会	
《管理委員・地域団体有志役務》	
○墓地並びに管理地等共同草引き	時給 1000円
《管理委員役務》	
①墓地（六地藏・合祀墓の花の水かえ、清掃）	月額 10000円
②会計手当	月額 10000円
《三役事務連絡費》	
会長・副会長・会計対象	各年間 20000円
《研修会反省会》	
年1回	研修会後の反省会に参加する為の費用支給
年1回	高羽地区新年交歓会に参加する為の費用支給
※待遇変更の場合は、管理委員会にて決定するものとする。	

②

平成 31 年 4 月 1 日現在
高羽財産区管理会

《従業員・当番待遇》

- ①会館当番 時給 900 円（パート時給）
- ②休日鍵当番 1 日 900 円（開閉）
- ③夏・冬（寸志） 各 1 回 20000 円～30000 円（出勤応）
- ④各種行事準備特別出勤 当番時給に準じる。
(昼を越えるときは食事支給)
- ⑤年 1 回、研修会後の反省会に慰労を目的に招き費用支給する。

※待遇変更の場合は、管理委員会にて決定するものとする。

③

費用弁償分（規定通り支給）

- 1. 年 1 回 管財への決算予算報告分
- 2. 年 1 回 団体 L 集金分

費用弁償分（規定通り支給）

- 1. 毎月毎 墓地業務（営業・清掃・管理）
- 2. 各回毎 合祀墓埋葬立ち合い
- 3. 年 1 回 施餓鬼立ち合い
- 4. 各回毎 墓地業務会議

費用弁償分（規定通り支給）

- 1. 年 1 回支給 三役事務連絡費 20000 円

エ 管理委員等への報酬等の支出実績及びその根拠

令和 5 年 6 月 20 日から令和 6 年 6 月 19 日までの、B らに対する報酬等の支出実績及びその根拠は、次表のとおりである。

高羽会館にて根拠規定のとおり支出されていること、高羽会館にて規約細則のほか、報酬等の根拠（イの欄外に記したものを除く）が受付に備え付けられ閲覧できる状況にあることを確認した。

また、B らの任期は、令和 2 年 5 月 17 日から、令和 6 年 5 月 16 日の 4 年間で、令和 6 年 5 月 17 日より、新たな任期が始まっている。

Bに対する報酬等の支出実績（令和5年6月20日から令和6年6月19日まで）

						（単位：円）
		管理会長B	会計監事C	副会長D	会計E	支出項目 根拠規定
報酬	*1	480,000				運営費 イ会長出張活動報酬規程
賞与	*1	100,000		40,000		同上
期末手当	*1*2	40,000	40,000	40,000	40,000	同上
会計手当					120,000	運営費 ウその他の報酬等の根拠①
報酬小計		620,000	40,000	80,000	160,000	
会議手当		36,000	8,000	32,000	36,000	運営費・財産管理費 ア高羽財産区管理会規約細則
三役事務連絡費		20,000		20,000	20,000	運営費 ウその他の報酬等の根拠①③
旅費・費用弁償		37,200		1,700	2,000	同上
墓地役務	*3	120,000				財産管理費 ウその他の報酬等の根拠①
合祀墓立ち合い		24,000				財産管理費 ウその他の報酬等の根拠③
会館賃金	*4	436,500		263,700	15,300	会館費 ウその他の報酬等の根拠②
墓地共同草引き		3,000	3,000	3,000		財産管理費 ウその他の報酬等の根拠①
						その他委員1名に3000円
その他小計		676,700	11,000	320,400	73,300	
4名合計					1,981,400	

*1 B 管理会長の報酬等 合計 620,000 円【直近 1 か月の勤務実績 週あたり約 20 時間から機械的試算：時給 約 600 円】

*2 期末手当は、通常年は 20,000 円であるが、令和 5 年度は、任期の「期末年」に該当するため、40,000 円となっている。

*3 高羽墓地での役務に対する墓地役務費 120,000 円【月 10,000 円：約 330 円／日】

*4 高羽会館での勤務に対する賃金 436,500 円【時給 900 円】

なお、会長出張活動報酬規定は、管理会長においては全て適用される規定であるが、管理会長 B に確認したところ、副会長については当該規定の賞与及び期末手当が、会計及び会計監事については期末手当が適用され、高羽財産区管理会で支給について決定されている。

(5) 団体 I への助成金の支出について

ア 助成金の使途について

「神戸市補助金等の交付に関する規則」により、交付申請や実績報告、交付額の確定等の手続が規定されているが、当該規則は、財産区には適用されていない。

監査において、助成金の使途として確認できるのは、高羽財産区管理会で作成した「実施状況報告書」と「実施計画書（予算）の承認申請書」とそれらに添付されている団体 I の「収支決算報告」及び「収支予算（案）」であった。

令和 5 年度の助成金については、令和 5 年 5 月 15 日に支出されているが、令和 6 年度の助成金については、監査時点で未執行となっている。

イ 団体 I への助成金の支出の経緯

団体 I への助成金の支出の経緯について、アの資料から確認できたことは、以下のとおりである。

令和 3 年度と 4 年度の比較において、助成金額は 146 万円から 200 万円へ 54 万円増加されており、これは団体 I の「敬老に関する費用」の増加額とほぼ一致している。

年 度	高羽財産区管理会 の支出	団体 I の支出	
	団体 I への助成金	敬老に関する事業	K 中トライヤル・ 育鷹館
令和 2 年度決算	1,460,000 円	127,680 円	0 円
令和 3 年度決算	1,460,000 円	124,080 円	39,240 円
令和 4 年度決算	2,000,000 円	659,526 円	65,495 円
令和 5 年度決算	2,000,000 円	573,763 円	620,702 円
令和 6 年度予算	2,000,000 円	650,000 円	700,000 円

(6) 高羽墓地の石塔の撤去について

石塔は、江戸時代前期に造られ、戦後、寺が戦禍で焼失した後に、昭和 20 年代に寺から高羽墓地に移設されたものである。

平成 20 年 9 月 日 C-28 区画の「墓地使用届」を G 家が墓地委員会に提出
(日は未記入)

平成 20 年 9 月 10 日 C-28 区画の「確認書」を G の親族が高羽墓地委員会に提出

令和 3 年 11 月 16 日 B が石塔について、神戸市文化スポーツ局文化財課に相談

令和 4 年 4 月 25 日 石塔が G 家により撤去される。(「工事完成届出書」より)

令和 4 年 5 月 9 日 G の長女 H が撤去工事代金を石材会社に支払い

2 神戸市関係局からの説明

資産活用課からは、次のとおり説明があった。

(1) Bらに対する報酬等の支給について

報酬等の対象は、自治法第 296 条の 2 第 2 項の管理委員及び、市財産区規則第 6 条の会計監事である。

各財産区管理会において慣習的に行われてきた報酬等の支給については、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を参考に、適正なあり方（報酬等について財産区内で理解が得られるような水準）となるような対応を求めている。

高羽財産区管理会では内規として、「会長出張活動報酬規定」において報酬・賞与・会議手当や交通費に関する内容が、「従業員・当番待遇」において時給や寸志等が、「費用弁償分（規定通り支給）」において各費用弁償が、それぞれ定められている。

支給額については、管理会長（貸地管理、六甲山管理、高羽会館管理などの財産管理業務、近隣の小中学校や関係団体との地域支援業務、予算・決算の管理から、管理委員の調整役や従業員・当番への指導など）、副会長（会長補佐）、会計（予算・決算の管理）、管理委員（会議・管理会活動への参加）、会計監事（会議参加、支出確認や決算監査等）などの業務を担っていて、これに照らして妥当である。

また、B 管理会長は、管理会長としての職責に応じた報酬・手当、費用弁償とは別に高羽会館での当番勤務や高羽墓地での役務の提供に対する賃金や役務費を受けている。

報酬等の支給については、高羽財産区管理会内でのルール化の対応をこれまでも求めているが、財産区の主体性を損なうことなく、住民からの理解がさらに得られるよう、管理会規約や管理会規約細則への明示といった対応について引き続き求めていく。

(2) 墓地管理業務を行った者に対する金銭の支出について

資産活用課においては、財産区管理者名で、令和 6 年 3 月 1 日付神財産区第 213 号の通知「令和 5 年度決算報告書及び令和 6 年度予算承認申請書 一件書類の送付について（作成および提出の依頼）」を发出しており、その中の「(5) 予算科目の決め方」及び「実施計画書（予算要求資料）の支出項目の説明」を示して、支出目的に応じた支出項目（運営費、財産管理費、会館費）に区分して支出することを指導している。

高羽財産区管理会における報酬等の支出については、これらの注意事項に従い、複数の支出項目から支出されているものであり適正である。

(3) 高羽財産区管理会から団体 I への助成金の支出について

自治法第 296 条の 5 第 1 項、市財産区条例第 3 条第 1 項により、財産区有財産から生じる収入又は区有財産の処分による収入は、住民の福祉を増進すると認める事業に要する費用に充てるものとされている。

これを受けて、財産区管理会では、財産区域に居住する住民全体の福祉を増進することを目的に、財産管理に協力が得られる各種団体への助成や各種行事等の負担金を、収入の3割程度支出しており、十分地域貢献できている。

財産区管理会における助成金の支出にあたっては、資産活用課では、管理会に対して、毎年度、実施状況（決算）報告と、実施計画書（予算）の承認申請にあたって、通知文令和6年3月1日付神財産区第213号の通知「令和5年度決算報告書及び令和6年度予算承認申請書 一件書類の送付について（作成および提出の依頼）」を発しており、その通知文の中で、地域団体等への団体助成費の適正化を促しており、以下の注意事項を示している。

①団体助成については、その団体の予算額の4分の3を限度に助成できること

②助成を希望する団体から「団体助成金交付申請書」の提出を受けること

特に助成金額が20万円を超える助成については、その団体の予算書を添付すること

③臨時的な助成金（500万円を超えるもの）については、実施計画書（予算）に含めず、別途資産活用課に相談すること

④残余が生じた際には、財産区に対して精算を要すること

団体Iへの団体助成は、財産区の補助金支出に関する行政実例を踏まえ、財産区管理会が、財産区域に居住する住民全体の福祉を増進することを目的に、財産区財産の管理上必要な限度内において決定し、支出しているもので市財産区条例第3項第1項に合致するため適正であると考えている。

行政実例でも「財産区の財産又は営造物（現行法では公の施設）の管理上必要な限度をこえてする補助金の支出」については適正とは言えない（違法）と示されているが、「管理上必要な限度をこえ」ない範囲での団体への助成は可能と解している。現預金等が枯渇するおそれがあり、区有財産の維持・管理に支障が生じかねないと判断される場合に、他団体へ助成を行うような事例については、違法であると解している。

行政実例（昭和35年4月18日 自丁行発第46号）

○財産区の補助金支出

問 財産区において区域内の福祉のため補助金を支出することは違法と解するがどうか。

答 財産区の財産又は営造物（現行法では公の施設）の管理上必要な限度をこえてする補助金の支出については、お見込のとおり。

さらに、実施状況（決算）報告については、通知文の「団体助成額が20万円を超える団体については、その団体の決算書もあわせて提出してください。なお、残余が生じた際には、財産区に対して精算を要することに注意してください。」という注意事項に対して、管理会や会計監事により適切に確認、監査されていると考える。

資産活用課でも、助成金の割合を確認するため、「団体助成金交付申請書」に添付される団体Iの予算書・決算書についてはチェックしている。

(4) 高羽墓地の石塔の所有について

請求人が、高羽財産区の財産であると主張する高羽墓地にあった石塔は、高羽財産区の資産台帳にはなく、同財産区の財産とは考えていない。

3 高羽財産区管理会のB 管理会長の説明

(1) Bらに対する報酬等の規定と機関決定について

報酬等の規定に関しては、平成 30 年度末の前管理会長 J 退任の頃、会長報酬について総額が減額となるよう想定し、管理委員会に諮って、月給制にすること、会計手当を 1 万円にすることなどが決定されており、前回監査請求の際に、当時作成した報酬等の規定を監査委員に提出したものである。現在も適正水準と考える基準に抑制して支出している。

請求人が主張する「会長出張活動報酬規定」の対象は管理会長のみであるが、管理会規約細則第 5 条で、財産区での要務 1 件についての費用弁償規定があり、管理会長以外の委員は、それに基づき、従来、支出されており支出の根拠はある。また、当該規定については、文書化されたデータがある。

報酬等の規定は、すべて管理委員会で合意しているが、前回監査請求時は、議事録を 1 年保存としていたため決定過程を証明することができず、混乱のもとになった。議事録を 5 年間保存に改善したい。

高羽会館において、従来の決算書等に加えて、報酬規定も掲示して公開している。

(2) 高羽墓地の墓地管理業務に係る金銭の支出について

管理会長としての職責を担いながら、高羽墓地の草刈等の日常的な役務に対して管理会から墓地役務費を受け取っている。

高羽墓地での墓地役務については、平成 30 年 4 月 17 日の高羽財産区管理委員会の議事録によれば、墓地世話係手当（墓地役務費）を月額 10,000 円とし、合祀墓立会い等があった場合は、別途手当を支給することが決定されている。

墓地役務費については、悪天候以外は毎日墓地に行き、墓地除草、備品点検・補充、通路清掃、花・水の取替え、共用部分（通路を含む）の補修・整備、合同慰霊祭の準備・実施をし、事務手続きに関することとして、墓地使用希望者への現地確認案内（問合せ）、墓地永代使用权販売事務、合祀墓受付及び納骨立会い、墓地管理費請求及び催告事務、同収納事務、台帳管理などすべてを含んだ役務の手当である。

「墓地管理アドバイザー」は、墓地の管理をお手伝いいただけるボランティア精神のある人材の発掘のため、まずは無償で業務の経験を積んでもらいながら、人となり理解できてから入ってもらう意図で、令和 3 年 4 月 1 日付で募集したものであるが、結果として、応募がなかった。現在は、募集していない。また、平成 31 年度に在籍していた「墓地アドバイザー」は、墓地の管理運営に助言を頂く目的の役職であり、令和 3 年 4 月に募集した「墓地管理アドバイザー」とは異なる。

(3) 高羽財産区管理会から団体 I への助成金について

団体 I への助成金が令和 3 年度の 146 万円から令和 4 年度に 200 万円に 54 万円増額になっているのは、請求人が主張する「育鷹館」事業（神戸市こどもの居場所づくり事業：学習支援、読書や遊び、軽食付）ではなく、高羽財産区管理会で実施していた敬老に関する事業を、団体 I の事業に移行したためである。

助成金の助成要綱は策定していないが、団体 I から助成金申請書を提出してもらい、資産活用課からの通知文で示された助成金の条件を説明し、団体 I の決算書や予算書を提出してもらって、ルールに適合することを確認している。

(4) 高羽墓地の石塔の撤去について

石塔は、江戸時代享保年間のもので、G 家の所有と考える。戦後、寺が戦禍で焼失した後、寺からお墓を移設してきたが、お骨はない。前管理会長 J の平成 20 年頃に、これまでの経緯もあるので永代使用料は不要だが、墓地管理費は払って下さいということになった。

阪神・淡路大震災で石塔も被害を受け、G 家はその修復を自費で修理しており、所有者以外がそのようなことはできないと考える。

他にも、G が著した「G 家に関する記録」（平成 11 年第 1 稿、17 年第 2 稿）という冊子の中で、「高羽墓地の我家の五輪塔等の石碑」と自ら記述されている。

同区画の石塔の撤去に関しては、もちろん G に了解を取っている。G が施設に入所されていたため、G の署名捺印を G の長女 H に依頼して施設に行ってもらって G 本人の意思を確認してもらったところ、「父もいいと言っています」とのことであり、墓地返還の申込書に G の署名捺印がされたものが提出され、その上で墓じまいされたものである。

また、石塔を神戸市歴史遺産の登録を条件として、G 家所有のまま、墓地管理費のみ団体 I で負担していただくよう諮りましょうかという提案はさせていただいた。

そこで、神戸市文化スポーツ局文化財保護課に、文化財登録を打診したが、江戸中期のもので登録は難しいといわれ、その旨 G 家の方に伝え、神戸市歴史遺産を紹介したが、維持の都合でお断りになられた。

管理会長として、最後まで維持の努力をしたが、最終、G の強いご意志で撤去されたものである。

4 判 断

請求人の主張について、前記事実関係の確認、資産活用課及び高羽財産区管理会のBの説明及び関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

(1) 監査の対象(1) 高羽財産区管理会のBらに対する報酬等の支出は、違法又は不当で、高羽財産区に損害が生じているか。

ア 管理会長の職務、並びに労務提供の実態について

高羽財産区管理会の管理委員等の職務は、従来、近隣の財産区管理会よりも広範な内容となっている。

具体的には、B管理会長の主な職務内容は、Bから提示された資料等によると、「貸地管理業務、六甲山管理業務、高羽会館管理業務での職員指導、墓地管理業務での相談や管理料の請求・収納といった財産管理業務に加え、学校対応や他団体の関連事業への参加等の地域支援事業、及び地域の困りごと・要望対応などの地域福祉活動」となっている。

その他にも、管理会長は、随時開催される管理委員会に出席して、財産区財産の管理運営に関する協議や決定を行うほか、管理委員の調整役や従業員・当番への指導業務などの重要事項に関する多岐にわたる業務に携わっている。

また、B管理会長は、管理会長としての職責に応じた報酬・手当、費用弁償とは別に高羽会館での当番勤務や高羽墓地での役務の提供に対する賃金や役務費を受けている。

請求人は、近隣の財産区では管理会長は無償で活動していることと比較して、Bへの報酬が不当に高いとするが、職務内容に相違があり、職務に見合った報酬等であるかどうか、慎重に見極める必要がある。

イ 副会長、会計、及び会計監事の職務、並びに労務提供の実態について

副会長は、管理委員として会議や管理会活動へ参加するほか、副会長は会長を補佐し、その他の地縁団体等との会議に参加している。

会計は、管理委員の職務に加え、月30件程度の出納を金融機関で行い仕訳し帳簿を記載し、予算・決算の管理を行っている。

会計監事は、会計事務と現金や有価証券の管理が適正に行われているかを監査し、執行部に助言することが一般的な業務となり、決算時だけでなく、日常的に行われている会計処理についても監査している。令和5年度実施報告書を帳簿・書類その他の記録と照合し審査している。

また、それぞれの職務に応じた報酬・手当、費用弁償とは別に高羽会館での当番勤務や高羽墓地での役務の提供に対して別途賃金や役務費を受けている。

ウ 高羽財産区管理会での報酬等の規定の機関決定について

B管理会長は、前管理会長Jの推薦を受け、平成31年3月23日の管理委員会において新会長に選任することが承認され、平成31年4月より高羽財産区管理会長

に選任されている。

管理委員等の報酬基準については、平成30年度末頃に、Bが、副会長から管理会長に就任するにあたって、前管理会長時代の費用弁償を中心とした報酬基準から、月額制を柱とする報酬体系に変更されたものとされている。

これについて、文書の保存期間を1年としていたこともあり、当時の管理委員会の議案書や議事録を確認できなかったが、合意した内容をまとめたものが、提出された文書のとおりであり、平成31年4月以降、毎年、実際に基準どおりの金額で、管理委員等に報酬等が支払われていることが確認できた。

また、前回監査請求でBから提出された報酬等の規定類は、「平成31年4月1日現在」の報酬の基準をまとめたものとして作成され提出されているものである。この日付は、請求人が主張するような管理委員会での決定日を示すものではなく、報酬等の基準日を示しているものである。

なお、請求人が主張する、団体Iの承認もなく管理委員等に対して報酬等を支出したことについては、団体Iには、高羽財産区管理会の上位会としての位置づけは確認できず、管理委員等の報酬を承認する機能や権限があるとは認められないことは、前回監査結果にも示したとおりである。

エ まとめ

請求人は、近隣の財産区では管理会長は無償で活動していることと比較して、Bへの報酬の支給が不当に高いとするが、B管理会長は、これら高羽財産区管理会に委任されている財産区財産の管理に関する多岐に渡る業務を遂行し、その対価として、報酬等を受け取っている。

副会長、会計、及び会計監事も職務と労務提供の実態に照らして支給されている。

また、現存する報酬等の規定は、前回監査請求で確認したものと変わりはなく、管理会長等の報酬等は、高羽財産区管理会で毎年度予算計上を行い、断片的ではあるが、管理会の基準に基づいて支給されていることを、高羽財産区管理会で承認され資産活用課に提出された「実施状況報告書」及び「実施計画書（予算）の承認申請書」で確認できた。

Bらの報酬等の総額について、管理会長等の職責の重要性と労務提供の実態に照らし合わせ、その妥当性を検証すると、不当に報酬等を得ているとは言えず、高羽財産区に損害が発生していないため、不当利得返還請求及び損害賠償請求を求める必要はない。

(2) 監査の対象(2) 高羽基地の墓地管理業務を行った者に対する金銭の支出は、違法又は不当で、高羽財産区に損害が生じているか。

高羽基地の墓地管理業務に係る役務費等について、請求人は、墓地管理を行った者に対する金銭の支出について、時給や月額で支出され、近年、墓地管理業務として支出されているのではなく、別の会議費として支払われる等、その支出が巧妙に操作されていると主張しているため、この点についても確認する。

ア 墓地管理業務と役務費等について

高羽墓地の墓地管理業務については、報酬等と同様に、墓地の現地調査を行い、B 管理会長より、役務費の対象となる毎日の墓地管理業務の内容を確認した。

墓地管理業務は、平成 30 年度に墓地委員会が 1 年間休会となって以降、高羽財産区管理会の B が業務を担っている。

墓地管理業務に係る役務費等については、平成 30 年 4 月 17 日の管理委員会の議事録によれば、墓地役務費（墓地世話係手当）を月額 10,000 円とすることに決定されている。これに基づき、B 管理会長は、平成 30 年 4 月以降、毎朝 30 分程度、高羽墓地で役務についている。これらに対して、規定どおり月額 10,000 円、令和 5 年 7 月から令和 6 年 6 月にかけての直近 1 年間では、120,000 円の役務費の支給を受けている。

また、それ以外の合祀墓立ち合いや、共同草引き等の単発的な作業については、管理委員会で決定されたその他の報酬等の根拠を適用して、時給 1,000 円で費用弁償が支給されている。

なお、「墓地管理アドバイザー」については、令和 2 年 9 月に F が死去された後、B の発案で、令和 3 年 4 月 1 日付で、ボランティア精神のある人材の発掘のため、無償ボランティアとして公募したが希望者がなかったとのことであった。

「墓地管理アドバイザー」をボランティアとして募集したからと言って、墓地管理業務に従事する人への墓地役務の支出が、違法又は不当であるとする根拠とはならない。

イ 支出項目等について

高羽墓地における墓地管理業務を行った者に対する金銭の支給については、複数の支出項目から支出されているが、財産区管理者（神戸市長）が発した令和 6 年 3 月 1 日付神財産区第 213 号の通知「令和 5 年度決算報告書及び令和 6 年度予算承認申請書 一件書類の送付について（作成および提出の依頼）」の「3（5）予算科目の決め方」及び「実施計画書（予算要求資料）の支出項目の説明」に従い、支出目的に応じた支出項目（運営費、財産管理費、会館費）に区分して支出されているためであり、支出が巧妙に操作されているという事実は確認できなかった。

ウ まとめ

以上のことから、墓地管理業務の報酬等は、高羽財産区管理会の役職報酬的な位置づけではなく、墓地管理業務の役務の対価としての性格を有していると考えられる。執務状況の資料に基づき基準額が支給されていることを確認しており、墓地管理業務の報酬等の支出は、違法又は不当とは言えない。

(3) 監査の対象(3) 高羽財産区管理会から団体 I に対する助成金は、使途の確認がされておらず、違法又は不当で、高羽財産区に損害が生じているか。

ア 財産区による補助金支出の限度

自治法上、財産区は、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村の一体性をそこなわないように努めなければならないとされている。

また、行政実例（昭和 35 年 4 月 18 日）では、財産区はその財産又は公の施設の維持管理上必要である場合において、その限度内において寄附又は補助をすることができるとされているほか、別の行政実例（年月日不明）では、「市町村ノ一部ノ所有ニ属スル財産ヨリ生スル収入ハ一部ノ費用ニ充テ残余アルモ之ヲ住民ニ分配スルハ穩当ナラス」とされている。

イ 財産区における地域団体等に対する助成について

高羽財産区管理会の支出した地域団体である団体 I への団体助成金については、団体 I から、事業別の記載のある「収支予算（案）」及び「収支決算報告」が添付された「団体助成金交付申請書」が提出されているが、同申請書の「使用目的」は、「高羽協議会活動助成」としか記載されていない。また、事業計画書及び事業報告書が提出されておらず、団体 I から収支精算報告の提出も義務づけられていないことから、事業の詳細は確認できず、具体的に助成金の使途の特定するには至らなかった。

そのため、上記アに示した内容に沿っているかを確認することが困難であると言わざるを得ない。

令和 6 年 3 月 1 日付神財産区第 213 号の通知「令和 5 年度決算報告書及び令和 6 年度予算承認申請書 一件書類の送付について（作成および提出の依頼）」において、残余がある場合の精算なども求めているが、高羽財産区管理会において残余の有無について確認することはできなかった。

また、B の陳述によれば、これまで高羽財産区から団体 I に支出した助成金は精算してこなかったとのことである。

ウ まとめ

以上のことから、助成金の支出は、助成目的や事業等が明確になる事業計画書及び事業報告書が提出されていないこと、具体的な使途が不明確であること、残余の有無等の確認が困難であることなどの現状を踏まえ、団体 I から提出された「収支予算（案）」及び「収支決算報告」では、前述アに示した行政実例等に沿っているか確認することができず、令和 6 年度の当該助成金の支出においては、不当な支出になり、高羽財産区に損害が発生する可能性があると言わざるを得ない。

(4) 監査の対象(4) 高羽墓地の石塔の撤去及び放置については、撤去後、現状復旧がなされていないことが違法又は不当に財産の管理を怠る事実であり、高羽財産区に損害が生じているか。

高羽財産区の高羽墓地の現地調査により、石塔のあったC-28区画については、高羽墓地の一區画であり高羽財産区の財産（土地）であることを確認した。また、同区画について、高羽財産区管理会が作成している「高羽墓地名簿」を確認したところ、Gが使用していたこと、同財産区との賃貸関係にあったことが確認できた。

一般的に、墓碑等は、財産区の使用許可を得て、区画使用者が設置するものであり、財産区の財産に位置づけられることはない。当該石塔においても例外ではなく、原則として区画使用者の所有であるものと考えられるため、高羽財産区財産として認めるに足る正当な証拠について調査した。

請求人は、石塔が高羽財産区に帰属する理由として、平成20年までGに墓地管理費が請求されていなかったことを主張しているが、使用料が徴収されていなかったことが、直ちに同財産区の財産と証する理由にはならない。

また、石塔を何れのG家も相続しておらず、承継人がいなくて仮にすでに所有者のいない動産（無主物）となっていたとすれば、民法第239条によると、所有の意思をもって占有（原始取得）することによって、その所有権を取得することができる。この点、財産区管理者（神戸市長）及び高羽財産区管理会に石塔の所有権を確認したが、どちらにも記録や管理実態がなく、高羽財産区の所有ではないという認識であり、少なくとも所有の意思はなかった。

なお、Bから提出された、Gが執筆された冊子「G家に関する記録」（平成11年第1稿、17年第2稿）の記述を確認したところ、「我家の五輪塔等の石碑」として、Gが平成7年の阪神・淡路大震災で被災した石塔の復旧を行った記述がある。

以上により、請求人からは、高羽財産区の宝であったという主張はあったが、具体的な証拠の適示はなく、同財産区が石塔を所有していることは確認できなかった。

そのため、高羽財産区の財産の管理を怠るとの請求人の主張はあたらない。

第4 結 論

以上のことから、監査の対象とした請求人の主張のうち、4判断の(3)の高羽財産区管理会から団体Iに対する助成金の支出については、一部理由があると認められるので、自治法第242条の第5項の規定により、神戸市長に対して、次のとおり勧告する。

なお、請求人の助成金以外の主張には理由がなく、措置の必要を認めない。

1 勧 告

高羽財産区管理会の支出した助成金の適法性について、高羽財産区管理会の会計監査のみに委ねるのではなく、自治法や行政実例が要求する内容に沿って、財産区管理者が適正に確認すべきであるとする。

高羽財産区管理者である市長は、高羽財産区管理会に対し、2か月以内に令和5年度分の団体Iへの助成金に関して使途の詳細を確認すること、また、令和6年度分の団体Iへの助成金の支出にあたり、自治法や行政実例に基づき、その使途を明確にするため助成先団体の収支予算及び事業内容を確認できる仕組みを構築し適正な措置を講じること。

2 意 見

監査の結果については以上であるが、管理委員等への報酬等の支出に関する諸規定の整備、及び透明性の確保においては、前回監査結果の意見で述べたとおりであるところ、これら意見への対応が現段階で未達成であるため、次のとおり意見を付する。

資産活用課及び高羽財産区管理会において、早期に対応を図られたい。

報酬等については、市長が財産区管理会に委任して、財産区管理会において管理委員及び会計監事等の報酬の種類や額、支給方法を決定することは適当でないことは、前回監査結果でも言及したものである。

現状では、管理委員等の報酬等の基準については、管理会規約細則に費用弁償等の規定があるほか、会長出張活動報酬規定、管理委員役務や三役事務連絡費、従業員・当番待遇などが個別に規定されており、財産区住民にとって全体像がわかりづらく、透明性に欠けた状態となっている。これら報酬等の規定の透明性を高める観点からも、早急に報酬等に関する事項を一元化して、文書化して、財産区住民に公開できるようにされたい。

また、報酬等の基準以外についても、高羽財産区管理会の実施計画書、実施状況報告書、その他重要な議決事項については、広く財産区住民に周知できるよう、文書管理や情報公開の充実に努められたい。